

高知県漁業就業支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

改正後				現行			
第1～14条 (略) 附則 (略)  <u>附則</u> <u>この要綱は、令和7年7月11日から施行する。</u>				第1条 第1～14条 (略) 附則 (略)  <u>(追加)</u>			
別表第1 (第3条関係) 補助対象一覧表				別表第1 (第3条関係) 補助対象一覧表			
事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率等	事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率等
1 自営漁業者育成事業	(略)	(1) (略) (2) 自立支援 長期研修修了者への生活支援金	(1) 長期研修 ア (略) イ 補助率：定額 (ア) 生活支援金：100千円以内/月 (イ) 損害保険料：62千円以内/年 (ウ) 指導者謝金：50千円以内/月 (1月当たり20日以上指導を行った場合は、月額50千円とし、20日未満の場合は、日額2,500円の日割り計算とする) (エ) 用船料：75千円以内/月 (1月当たり10日以上海上での指導を行った場合は、月額75千円とし、10日未満の場合は日額7,500円の日割り計算とする。)	1 自営漁業者育成事業	(略)	(1) (略) (2) 自立支援 (追加) 研修修了者への生活支援金	(1) 長期研修 ア (略) イ 補助率：定額 (ア) 生活支援金：10万円以内/月 (イ) 損害保険料：62,000円以内/年 (ウ) 指導者謝金：5万円以内/月 (1月当たり20日以上指導を行った場合は、月額5万円とし、20日未満の場合は、日額2,500円の日割り計算とする) (エ) 用船料：75,000円以内/月 (1月当たり10日以上海上での指導を行った場合は、月額75,000円とし、10日未満の場合は日額7,500円(令和2年度から令和3年度にかけ

改正後				現行			
			<p>(2) 自立支援</p> <p>ア 対象期間：長期研修修了後、1年以内 <u>(ただし、特段の事由が生じ、審査会において認められた場合は、期間を変更することができる。)</u></p> <p>イ 補助率：定額</p> <p>生活支援金：<u>100千円</u>以内/月</p>				<p><u>て自営漁業者育成事業を継続している場合は、月額8,000円とする。)</u></p> <p>(2) 自立支援</p> <p>ア 対象期間：長期研修修了後、1年以内 <u>(追加)</u></p> <p>イ 補助率：定額</p> <p>生活支援金：<u>10万円</u>以内/月</p>
2 雇用型漁業支援事業	(略)	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 補助率：定額</p> <p>ア 雇用に係る経費：<u>936千円</u>以内/年</p> <p>(1年未満の場合は、月額<u>78千円</u>の月割り計算とし、1月当たりの新規就業者の漁労日数等が10日未満の場合は日額7,800円の日割り計算とする。)</p> <p>イ 消耗品費：<u>20千円</u>以内/<u>研修生1名</u></p> <p>(略)</p>				<p>(1) (略)</p> <p>(2) 補助率：定額</p> <p>ア 雇用に係る経費：<u>94万円</u>以内/年</p> <p>(1年未満の場合は、月額<u>78,000円</u>の月割り計算とし、1月当たりの新規就業者の漁労日数等が10日未満の場合は日額7,800円の日割り計算とする。)</p> <p>イ 消耗品費：<u>2万円</u>以内/<u>年</u></p> <p>(略)</p>

改正後				現行			
3 漁家子弟 支援事業	(略)	(略)	(1) (略) (2) 補助率：定額 生活支援金： <u>100千円</u> 以内/ 月	3 漁家子弟 支援事業	(略)	(略)	(1) (略) (2) 補助率：定額 生活支援金： <u>10万円</u> 以内/ 月
4 漁業経営 安定化研修事 業	(1) (略)	(略)	(1) (略) (2) 補助率：定額（上限： <u>100千円</u> /研修生1名） ア～エ (略)  指導者謝金 ア : <u>20千円</u> /日 イ～エ： <u>5千円</u> /日	4 漁業経営 安定化研修事 業	(1) (略)	(略)	(1) (略) (2) 補助率：定額（上限： <u>10万円</u> /研修生1名） ア～エ (略)  指導者謝金 ア : <u>2万円</u> /日 イ～エ： <u>5,000円</u> /日
	(2) (略)	(1) (略)	(1) (略) (2) 補助率：定額 ア 指導者謝金： <u>50千円</u> 以 内/月（1月当たり20日 以上指導を行った場合 は、月額 <u>50千円</u> とし、20 日未満の場合は、日額 2,500円の日割り計算とす る） イ 用船料： <u>75千円</u> 以内/月 （1月当たり10日以上海 上での指導を行った場合 は、月額 <u>75千円</u> とし、10 日未満の場合は、日額 7,500円の日割り計算とす る） ウ 研修経費： <u>200千円</u> 以内 /研修生1名		(2) (略)	(1) (略)	(1) (略) (2) 補助率：定額 ア 指導者謝金： <u>5万円</u> 以 内/月（1月当たり20日 以上指導を行った場合 は、月額 <u>5万円</u> とし、20 日未満の場合は、日額 2,500円の日割り計算と する） イ 用船料： <u>75,000円</u> 以内 /月（1月当たり10日以 上海上での指導を行った 場合は、月額 <u>75,000円</u> とし、10日未満の場合 は、日額7,500円の日割 り計算とする） ウ 研修経費： <u>20万円</u> 以内 /研修生1名

改正後				現行			
		(2) (略)	(1)～(2) (略) (3) 助成の上限額： <u>2,250千円</u>			(2) (略)	(1)～(2) (略) (3) 助成の上限額： <u>225万円</u>
5 高知県漁業就業支援センター直営研修事業	(1) (略)	(略)	(略)	5 高知県漁業就業支援センター直営研修事業	(1) (略)	(略)	(略)
	(2) (略)	(略)	(略)		(2) (略)	(略)	(略)
	(3) (略)	(略)	(1) (略) (2) 補助率：定額 ・損害保険料： <u>6千円</u> 以内/月 ・指導者謝金： <u>8千円</u> /日 ・宿泊費： <u>5千円</u> 以内/泊 ・雑費： <u>20千円</u> 以内/回		(3) (略)	(略)	(1) (略) (2) 補助率：定額 ・損害保険料： <u>6,000円</u> 以内/月 ・指導者謝金： <u>8,000円</u> /日 ・宿泊費： <u>5,000円</u> 以内/泊 ・雑費： <u>2万円</u> 以内/回
6～7 (略)	(略)	(略)	(略)	6～7 (略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			

改正後

別表第2 (略)

事業区分	実施基準
1 自営漁業者育成事業	(1) (略) (2) (略) ア (略) イ 自立支援期間中は、 <u>且誌</u> 等により実施者の状況把握に努めること。 ウ (略)
2 雇用型漁業支援事業	(略) (1) 事業の妥当性について、 <u>漁業協同組合、市町村及び県等に意見を求めること。</u> (2) ~ (4) (略)
3 ~ 7 (略)	(略)

別表第3 (略)

現行

別表第2 (略)

事業区分	実施基準
1 自営漁業者育成事業	(1) (略) (2) (略) ア (略) イ 自立支援期間中は、 <u>且報</u> 等により実施者の状況把握に努めること。 ウ (略)
2 雇用型漁業支援事業	(略) (1) 事業の妥当性等を協議するため、 <u>漁業協同組合、市町村及び県等による審査会を設置すること。</u> (2) ~ (4) (略)
3 ~ 7 (略)	(略)

別表第3 (略)